

# 高崎市国土強靱化地域計画

高 崎 市

令和3年2月

## 目 次

1	はじめに	
(1)	背景・趣旨	P 1
(2)	本計画の位置付け	P 1
2	強靱化の基本的な考え方	
(1)	基本目標	P 2
(2)	事前に備えるべき目標	P 2
3	脆弱性評価	
(1)	対象とする自然災害	P 3
(2)	事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	P 3
(3)	起きてはならない最悪の事態を回避するための施策の分析・評価	P 4
4	強靱化の推進方針	
(1)	施策分野	P 5
(2)	施策分野ごとの推進方針	P 5
(3)	優先的に取り組む施策	P 13
(4)	重要業績指標	P 14
5	計画の推進	
(1)	他の計画等の見直し	P 16
(2)	進捗管理	P 16
	【資料】 脆弱性評価結果	P 17

# 1 はじめに

## (1) 背景・趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を制定し、平成 26 年には、基本法に基づき、国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

この基本計画においては、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとされ、地方においても、地方公共団体や民間事業者などの関係者が総力をあげて市域の強靱化に取り組むことを求めています。

このような中、本市においても令和元年台風第 19 号により住居・家屋や道路等に被害が発生するなど、災害時において市民の生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避するためにも災害に強いまちづくりの推進が必要となっています。

これらのことから、自然災害などに備え、強くしてしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため「高崎市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

## (2) 本計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

なお、基本計画や群馬県国土強靱化地域計画（以下、「県地域計画」という。）の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

## 2 強靱化の基本的な考え方

本市の強靱化を推進するに当たり、基本法、基本計画及び県地域計画を踏まえ、「基本目標」及び基本目標を達成するための「事前に備えるべき目標」をそれぞれ設定します。

### (1) 基本目標

本計画の基本目標は、以下の4つとします。

いかなる災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

### (2) 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標は、以下の8つとします。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 3 脆弱性評価

#### (1) 対象とする自然災害

基本計画及び県地域計画では、対象とする自然災害を「大規模自然災害全般」と想定していることから、本計画においても「大規模自然災害全般」を対象災害として設定します。

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震	内陸型	M7～8程度、最大震度7を想定 建物被害、火災、死傷者が多数発生
台風・梅雨前線等による豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定 例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等が発生
	大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定 例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等が発生
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等が発生
火山噴火		常時観測火山（浅間山、草津白根山、日光白根山）の大規模噴火を想定 例えば、噴石の飛散や火砕流の発生などによる人的・物的被害等が発生
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による大雪災害を想定 例えば、交通事故・障害、家屋の倒壊等による人的・物的被害等が発生
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定 例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生

#### (2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うものとされています。本計画では、基本計画及び県地域計画との調和に留意しつつ、本市の状況を考慮し、「事前に備えるべき目標」の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）
		1-2	台風や豪雨等により、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		6-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常渇水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークの機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ダムや防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (3) 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策の分析・評価

26項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」それぞれに対して、最悪の事態を回避するために必要となる事項等について、本市が実施している施策の取組状況等を踏まえた脆弱性評価を行いました。

評価結果は、17ページの資料のとおりです。

## 4 強靱化の推進方針

### (1) 施策分野

本計画では、効果的に強靱化を推進するため、「行政機能/消防/教育/情報通信」、「保健医療・福祉」、「都市・インフラ/環境」、「国土保全・交通」、「産業」の5つの施策分野を設定します。

### (2) 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策の推進方針を以下に示します。

#### ① 行政機能/消防/教育/情報通信

**【地域防災力の向上】**（リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-2、2-3、8-3）

- 警察・自衛隊・ライフライン事業者・ボランティア団体等と連携した実践的な訓練を実施し、災害対応に向けた体制の強化、意識の向上を図る。
- 地域防災の中核的な役割を担う消防団の人員確保に努めるとともに、消防団の機動力強化のため、消防団の装備の充実を図る。
- 自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進するとともに、地域の防災活動の中心となる防災リーダーの育成を図る。

**【避難誘導體制の整備】**（リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-2、2-5）

- 地域・社会の情勢や今後の災害想定の見直し等の状況に応じて、避難箇所の追加や指定避難所・福祉避難所等の見直しを図る。また、ハザードマップの作成・配布や出前講座等、様々な媒体を活用し、避難所の周知や避難に対する理解の促進を図る。
- 指定避難所や福祉避難所までの移動への支援体制、また、帰宅困難者の一時避難場所等への誘導体制の強化を図る。
- 避難勧告等の発令に関する判断基準を定めているが、さらに実効性のある基準に更新し、安全確保へ向けた体制の充実を図る。

**【避難所環境の整備】**（リスクシナリオ：2-6）

- 避難所となる体育館トイレの洋式化を重点的に進めつつ、学校トイレの全体の洋式化率を向上させ、避難所機能の充実を図る。
- 避難所で使用する衛生用品等について、事前備蓄や企業等との協定による調達体制の整備を進めるとともに、避難者が密集・密接しないよう、避難所数の確保や間仕切りの活用等による避難所内の整備を進め、災害時における感染症の発生及び拡大の防止を図る。

**【防災に関する啓発】**（リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-5、2-2）

- 警察・自衛隊・ライフライン事業者・ボランティア団体等と連携した実践的な訓練を実施し、災害対応に向けた体制の強化、意識の向上を図る。
- 児童・生徒に対する防災教育を実施し、災害に対する知識の習得、迅速な避難行動を取ることのできる判断力の養成に努める。
- 防火思想についての啓発活動を実施するとともに、住宅用火災警報器や感震ブレーカー等の普及を促進し、火災等による被害の防止を図る。
- ハザードマップや SNS、出前講座等の機会を活用し、家具類の固定に関する啓発を行うなど、地震による被害の防止を図る。
- 収容人数が一定以上となる防火対象物について、避難訓練や消火活動の実施を指導し、防災意識の啓発を図る。

**【消防力の強化】**（リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-3、7-2）

- 消防活動の訓練・研修の実施及び車両・資機材の充実に努め、効率的な消防活動の展開や特殊災害への対応力強化を図る。
- 県内消防相互応援及び緊急消防援助隊の受入訓練を継続して実施し、消防広域応援体制の強化を図る。
- 危険物施設への立入検査により適切な検査、指導を実施し、事業者による有害物質等の適正な保管・管理を促進する。

**【食料・飲料水等の備蓄・確保】**（リスクシナリオ：2-1、2-5）

- 被災市民や帰宅困難者に提供するための食料・飲料水等の事前備蓄について、計画的な補充や効率的な物資管理を進める。
- 企業等との協定の締結を進め、物資を確保する体制の整備を図る。
- 飲料水の供給の確保に向け、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める。

**【情報伝達体制の充実】**（リスクシナリオ：1-5、2-2、4-1）

- 災害による一般電話回線の途絶や輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段を確保し、関係機関からの情報収集及び組織内の連絡を確実に行うことができる体制を整備する。
- 庁舎等の非常用電源設備の適切な維持管理等により、停電時においても情報伝達等に支障を来すことのない体制の整備を進める。
- 市民等に対する災害関連情報の伝達手段の多重化を図るとともに、自主防災組織や消防団との情報連絡体制の整備を進める。

**【業務継続体制の整備】**（リスクシナリオ：3-1）

- 非常時の優先業務及び災害時に発生する業務を把握し遂行するための計画について随時見直しを行い、業務を確実に遂行する体制の充実を図る。

**【受援体制の整備】**（リスクシナリオ：3-1）

- 他団体からの応援が必要な業務・物資等を整理し、効果的に応援を受けるための計画を策定し、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施する体制の充実を図る。

**【除雪体制の整備】**（リスクシナリオ：1-4）

- 関係団体と連携した除雪体制の整備を進め、円滑な道路交通の確保を図る。
- 機動性の高い除雪体制の整備を進め、自力で除雪できない方が外出できずに生命の危機に瀕する事態を防ぐなど、安全な生活環境の確保を図る。

**【エネルギーの確保】**（リスクシナリオ：2-3）

- 企業や関係団体との協定の締結により、救助・救急や復旧・復興などに必要となる燃料を確保するための体制の整備を進める。

**【自立分散型エネルギーの導入促進】**（リスクシナリオ：6-1）

- 防災拠点となる施設において太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーションシステムなど自立分散型エネルギーの活用を推進し、エネルギー確保に向けた体制の整備を進める。

**【建築物等の耐震化・老朽化対策】**（リスクシナリオ：1-1、3-1、4-1）

- 市有施設の耐震補強や適切な維持管理を実施し、耐震化・長寿命化を図る。また、庁舎の非常用電源設備の維持管理等により、災害対策の拠点としての機能維持を図る。

**【人材の確保】**（リスクシナリオ：8-2）

- 民間事業者や関係機関との協定の締結により、速やかな復旧・復興活動に必要な人材の確保に向けた体制の整備を進める。

**【防犯体制の強化】**（リスクシナリオ：8-3）

- 地域住民による自主的なパトロール活動の支援や防犯意識の啓発活動などにより、地域の治安維持を図る。

○防犯カメラの設置を進め、犯罪の防止及び公共の安全の維持を図る。

**【風評被害等の防止に向けた正確な情報発信】**（リスクシナリオ：7-4）

○地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供する体制を整備する。

**② 保健医療・福祉**

**【避難誘導體制の整備】**（リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-2）

○地域・社会の情勢や今後の災害想定の見直し等の状況に応じて、避難箇所の追加や指定避難所・福祉避難所等の見直しを図る。また、ハザードマップの作成・配布や出前講座等、様々な媒体を活用し、避難所の周知や避難に対する理解の促進を図る。

○指定避難所や福祉避難所までの移動への支援体制、また、帰宅困難者の一時避難場所等への誘導体制の強化を図る。

○福祉避難所において要配慮者のニーズにきめ細かく対応するため、専門的知識等を有する人材や資機材の確保に努めるなど、福祉避難所の運営体制の充実を図る。

○避難行動要支援者の情報を地域に提供することについての同意率を上げるよう努めるとともに、活用しやすい名簿の整備を進め、避難行動要支援者への支援に係る体制の強化を図る。

**【福祉施設等への支援・指導】**（リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-5、2-4）

○福祉施設や医療機関等における避難確保計画の整備及び避難訓練の実施を促進し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

○福祉施設の耐震化・老朽化対策を促進し、災害に強い施設を整備することにより、施設利用者の安全確保を図る。

**【要配慮者への医療的支援】**（リスクシナリオ：2-1）

○在宅で人工呼吸器をしている難病患者について、大規模停電が発生した場合に備え、バッテリー容量や災害時の連絡体制等についての個別プランの作成を進めるとともに、既に作成しているプランについても、病気の進行具合や自宅での療養状況に応じて見直しを図る。

**【医療関係団体との連携】**（リスクシナリオ：2-4）

○医療機関と連携した訓練の実施や災害医療対策連携マニュアルの見直しにより、災害発生時における医療救護活動の実施体制の強化を図る。

**【感染症対策】**（リスクシナリオ：2-6）

- 平時より予防接種の推進や感染症についての知識や予防対策に関する情報を広く周知し、災害時における感染症の発生防止を図る。

**【人材の確保】**（リスクシナリオ：8-2）

- 高崎市社会福祉協議会など関係機関との連携により、ボランティアが円滑に活動することができる体制の整備を進める。

**③ 都市・インフラ/環境**

**【市街地の整備】**（リスクシナリオ：1-1、1-2、5-1）

- 市街地再開発や優良建築物等整備に伴う建築物の不燃化や耐震化、また、排水路や調整池の整備等を進め、安全な都市基盤の形成を図る。
- 産業団地造成事業や土地区画整理事業における道路整備を進め、救助活動や経済活動等が円滑に進められる環境を整備する。

**【都市機能の誘導・集約】**（リスクシナリオ：1-2、1-3）

- 住宅や都市機能を立地適正化計画における誘導区域内へ誘導・集約し、安心・安全な居住環境の形成を図る。

**【建築物等の耐震化・老朽化対策】**（リスクシナリオ：1-1、2-1、5-1、6-4）

- 市営住宅や都市公園について、適切な設備の更新や維持管理を実施し、施設の長寿命化を図る。
- 民間建築物について、耐震化の重要性・必要性の周知・啓発活動とともに、無料耐震診断や耐震改修補助などを実施し、耐震化の促進を図る。
- 違反広告物や危険な状態にある広告物については是正指導を実施し、広告物の落下や倒壊などによる被害の未然防止を図る。
- 線路や駅舎の耐震化を促進し、鉄道交通の安全性の確保に努める。

**【水道施設の整備】**（リスクシナリオ：1-1、2-1、2-6、5-1、6-2）

- 水道施設の耐震化・老朽化対策を推進し、災害発生時においても安定的に給水を継続することができる体制を整備する。

**【下水道施設の整備】**（リスクシナリオ：1-1、1-2、2-6、5-1、6-3）

- 下水道施設の耐震化・耐水化・老朽化対策を推進し、災害発生時においても適切な衛生環境を保

持することができる体制を整備する。

**[合併浄化槽整備の促進]** （リスクシナリオ：6-3）

○下水道整備計画区域外においては、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換整備を促進する。

**[都市公園の整備・活用]** （リスクシナリオ：1-1、2-5）

○都市公園について、ユニバーサルデザイン化の推進や防災機能の強化、適切な場所への整備を進め、一時避難場所や避難路、延焼防止帯また消防活動や救護活動の拠点として活用することができるよう、環境を整備する。

**[空き家対策の推進]** （リスクシナリオ：1-1）

○空き家抑制、除去・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進し、大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止を図る。

**[自立分散型エネルギーの導入促進]** （リスクシナリオ：6-1）

○家庭や事業所における太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーションシステムなど自立分散型エネルギーの導入を促進し、市民生活や企業活動に必要なエネルギーの確保を図る。

**[有害物質の拡散・流出防止]** （リスクシナリオ：7-2）

○有害物質を取り扱う特定事業場等における適正な維持管理を促し、有害物質が河川等へ流出することを未然に防止するとともに、有害物質が流出した際に拡散防止の措置等を関係機関と連携して的確に行うことができる体制を整備する。また、有害物質が大気中に拡散することを未然に防止するため、有害物質を取り扱う施設の設置者に対して適切な施設の維持管理についての啓発を行う。

**[災害廃棄物の適切な処理]** （リスクシナリオ：8-1）

○災害廃棄物処理に係る事業者との支援協定を締結し、災害廃棄物を速やかに処理するための体制の整備を進める。また、多種多様な廃棄物を安全に処理できるよう、ごみ処理施設の適切な維持管理を行う。

**[応急仮設住宅の早期提供・運営]** (リスクシナリオ：8-3)

- 被災者に対して早期に応急仮設住宅を提供できるよう、住宅の建設に要する資機材の調達・供給や用地確保、また民間賃貸住宅の借り上げを円滑に進めるため、関係機関との連携体制の強化を図る。

**④ 国土保全・交通**

**[交通ネットワークの強化]** (リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、2-1、2-3、2-4、3-1、5-1、5-2  
6-1、8-1)

- 緊急輸送道路を補完する都市計画道路等の幹線道路整備を推進し、救急活動や物資の輸送、復旧・復興を支援するための道路交通ネットワークの強化を図る。また、密集市街地の幹線道路の無電柱化を推進し、災害時の交通の確保を図る。
- 国・県と連携し、共通認識を持ちながら道路のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者等が災害発生時に安全かつ円滑に避難できる道路環境の整備を進める。
- 適切な地域へ駅を設置することにより交通結節機能を強化し、人員や物資の円滑な輸送に向けた整備を進める。

**[雨水・浸水対策]** (リスクシナリオ：1-2、5-1、6-1)

- 用排水路の改築・新設工事や調整池、雨水幹線・雨水排水ポンプ等の整備を推進するとともに、施設・設備について、その機能を常に維持できるよう適切な維持管理、長寿命化対策、停電対策などを推進し、浸水被害の防止を図る。

**[危険箇所の早期発見]** (リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、2-2、5-1、6-1、7-1)

- 地震や風水害等により被害が発生するおそれがある場所の点検と危険度の判定を行い、その結果に基づき早期の対策を実施し、被害の発生防止を図る。

**[建築物等の耐震化・老朽化対策]** (リスクシナリオ：1-1、1-3、1-4、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、  
6-1、6-4、7-1、8-1)

- 道路・橋梁の点検・調査、維持補修、橋梁の耐震化や架け替えなどを実施し、道路交通の安全性の確保に努める。
- 道路の老朽化に伴う改築工事、舗装の損傷による打ち換え工事、また、浸水対策を随時実施し、災害に強い道路の整備を進める。
- 農業用施設の点検とその結果に基づく修繕を実施し、施設の耐久性の向上を図り、ため池の決壊等による被害の防止を図る。

#### **[除雪体制の整備]** (リスクシナリオ：1-4)

○関係団体と連携した除雪体制の整備を進め、円滑な道路交通や安全な生活環境の確保を図る。

#### **[農地等の保全管理]** (リスクシナリオ：7-3)

○地域の共同による農地・水路の保全活動等に対する支援や老朽化した農業用施設の更新・維持管理の実施、また、農地パトロールを通じた耕作放棄地の確認・把握や農地情報バンクによる農地の出し手と受け手のマッチングなどにより、荒廃農地の発生防止と解消を図り、農業が有する国土保全や水源涵養等の多面的機能の発揮を促進する。

○農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を実施し、荒廃農地の発生防止と食糧の安定供給を図る。

#### **[森林の整備]** (リスクシナリオ：1-3、7-3)

○間伐等の適切な手入れや伐採後の再生林等の森林整備を進めるとともに、関係機関と連携した山地災害対策を実施し、災害発生リスクの低減を図る。また、森林施業を実施する上で必要となる環境整備（林道・作業道等）を進めるとともに、森林経営の中心となる、意欲と能力のある林業経営体の育成に努める。

#### **[地籍調査の推進]** (リスクシナリオ：8-3)

○地籍図や地籍簿を整備して土地境界等を明確にすることにより、災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施できる環境の整備を進める。

#### **[造成宅地災害対策]** (リスクシナリオ：1-1、1-3)

○大規模盛土造成地の変動予測調査により安全性の把握を行い、地震被害や土砂災害を軽減するための対応策の必要性を検討するとともに、調査から得た情報を住民に提供して不安や誤解が生じないように周知を図る。

### **⑤ 産業**

#### **[企業の事業継続支援]** (リスクシナリオ：5-1)

○商工会議所等の関係機関と連携して中小企業の事業継続力強化へ向けた取組を実施し、サプライチェーンの強靱性の確保を図る。

#### **[事業者への金融支援]** (リスクシナリオ：5-1)

○被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資について、被災事業者が必要とする制度の創設や変更、情報の提供に迅速かつ適切に対応できるよう、平時から金融機関や信用保証協

会等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。

**【農業生産基盤の整備】**（リスクシナリオ：5-2）

- 農地や水路について、農業者の減少や高齢化が進行する状況においても適切に保全することができるよう、地域共同の取組を支援する。
- 老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を適切に実施する。
- 被災した農地・農業用施設の早期復旧と営農再開に向けた支援を実施し、農業生産の維持を図る。

**（3）優先的に取り組む施策**

施策分野	施策
行政機能/消防/教育/情報通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災力の向上</li> <li>・避難所環境の整備</li> <li>・食料・飲料水等の備蓄・確保</li> <li>・受援体制の整備</li> </ul>
保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導體制の整備</li> <li>・福祉施設等への支援・指導</li> <li>・感染症対策</li> </ul>
都市・インフラ/環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の耐震化・老朽化対策</li> <li>・水道施設の整備</li> <li>・下水道施設の整備</li> </ul>
国土保全・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通ネットワークの強化</li> <li>・雨水・浸水対策</li> <li>・危険箇所の早期発見</li> <li>・建築物等の耐震化・老朽化対策</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産基盤の整備</li> </ul>

## (4) 重要業績指標

### ① 行政機能／消防／教育／情報通信

重要業績指標	現状値	目標値	担当課
自主防災組織の組織率	80.2% (R2)	85.0% (R7)	防災安全課
ぐんま地域防災アドバイザーの数	112人 (R2)	150人 (R7)	防災安全課
消防団の充足率	83.3% (R2)	86.0% (R7)	警防課
住宅用火災警報器設置率	80.2% (R2)	83.0% (R7)	予防課
防火対象物訓練実施回数	2,200回 (R1)	2,500回 (R7)	予防課
食料・飲料水の備蓄目標量に対する充足率	80.0% (R1)	90.0% (R7)	防災安全課
防犯カメラ設置台数	1,186台 (R1)	1,650台 (R7)	防犯・青少年課

### ② 保健医療・福祉

重要業績指標	現状値	目標値	担当課
避難行動要支援者名簿への登載同意率	36.8% (R1)	38.0% (R7)	社会福祉課
災害対応訓練の実施回数	年1回	保健所内年1回 関係機関年1回	保健医療総務課

### ③ 都市・インフラ／環境

重要業績指標	現状値	目標値	担当課
居住誘導区域内の人口密度	約49.2人/ha (H27)	維持	都市計画課
住宅の耐震化率	87.1% (R2)	95.0% (R7)	建築指導課
多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率	92.4% (R2)	95.0% (R7)	建築指導課
是正優先路線の非自家広告物の是正率	90.7% (R1)	93.0% (R7)	景観室
水道基幹管路の耐震適合化率	46.6% (R1)	47.0% (R7)	工務課
水道管路の耐震管率	7.8% (R1)	12.0% (R7)	工務課
浄水施設の耐震化率	14.2% (R1)	15.0% (R7)	浄水課
配水池の耐震化率	54.0% (R1)	56.0% (R7)	浄水課
下水道重要幹線の耐震化率	12.4% (R1)	15.0% (R7)	維持管理課
浸水対策済施設数 (ポンプ場)	1か所 (R1)	10か所 (R7)	施設課
都市浸水対策達成率	33.2% (R1)	35.0% (R7)	整備課・施設課
再生可能エネルギー導入設備発電量	2億5,300万kWh/年 (R1)	3億2,700万kWh/年 (R7)	環境政策課
災害廃棄物処理に係る協定を締結している事業者数	— (R2)	10事業者 (R7)	一般廃棄物対策課

④ 国土保全・交通

重要業績指標	現状値	目標値	担当課
事業中の都市計画道路の整備率	35.8% (R1)	41.3% (R7)	都市施設課
道路整備率	50.3% (R1)	50.9% (R7)	土木課
重要路線に架かる耐震補強済みの橋梁数	4 橋 (R1)	6 橋 (R7)	土木課
多面的機能支払交付金事業の取組率 (農振農用地面積に対するカバー率)	11.7% (R1)	19.7% (R7)	田園整備課
農業水利施設長寿命化率	20.0% (R1)	24.8% (R7)	田園整備課
防災重点ため池耐震性調査率	70.0% (R1)	95.0% (R7)	田園整備課
地籍調査の対象面積に対する進捗率	34.1% (R2)	36.9% (R7)	田園整備課

⑤ 産業

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局
事業中の都市計画道路の整備率 (再掲)	35.8% (R1)	41.3% (R7)	都市施設課
多面的機能支払交付金事業の取組率 (農振農用地面積に対するカバー率) (再掲)	11.7% (R1)	19.7% (R7)	田園整備課

## 5 計画の推進

### (1) 他の計画等の見直し

本計画は、本市の強靱化の指針となる部局横断的な計画であることから、他の分野別計画等については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図ることとします。

### (2) 進捗管理

本計画の実効性を確保するとともに、各施策の進捗状況を把握するため、計画の進行管理を毎年度行うこととします。また、施策の実施状況の確認結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 脆弱性評価結果

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）

## [建築物等の耐震化・老朽化対策]

- 住宅の耐震化率が令和2年1月時点で87.1%、多数の者が利用する一定規模以上の建築物が令和2年10月時点で92.4%となっている。耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進するため、周知・啓発活動等が必要である。
- 市有施設の多くが高度経済成長期とその後の約10年の間に整備したものであることから、更新工事等が集中しないよう適切な維持管理を行うとともに、施設の耐久性の向上を図っていく必要がある。
- 令和2年10月時点での市有施設（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）の耐震化率は96.2%となっており、耐震改修促進計画に基づき、耐震化を推進していく必要がある。また、非構造部材の耐震対策項目は多岐にわたるため、効果的な対策方法を勘案し、対策率を向上させる必要がある。
- 本市の市営住宅は482棟、4,071戸あり、市営住宅の老朽化に対し、公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期的な視点に立った適切な管理や更新を進める必要がある。
- 都市公園のうち建設から30年以上経過している公園が約6割に達する見込みであり、公園の防災機能及び緊急避難所等としての利用が阻害される恐れがあるため、適切な施設の更新及び維持管理を行う必要がある。
- 大規模災害時においても道路が十分な機能を発揮できるよう適切な維持管理を行うとともに、老朽化に伴う改築工事や舗装の損傷による打ち換え工事を随時実施する必要がある。
- 大規模地震による落橋などの致命的な被害が起こらないよう、主要交通網の耐震性能の補強を行う必要がある。また、架設後50年以上経過する橋梁が今後増加していくことから、橋梁長寿命化修繕計画に基づき定期点検と計画的な修繕等を行うほか、必要に応じて架け替えを行うなど、道路交通の安全性を確保する必要がある。また、橋梁を良好な状態に保持できるよう、点検・調査、維持補修を進める必要がある。
- 鉄道交通の安全性を確保するため、線路や駅舎の耐震化を促進する必要がある。
- 無許可で設置された違反広告物の多くが定期的な安全点検が未実施であることから、屋外広告物の落下や倒壊などを防止するため、違反広告物や危険な状態にある広告物を把握し、是正指導を行う必要がある。
- 農業用ため池については、点検の結果に基づき修繕を進めているが、今後、更新工事が必要なため池の増加が見込まれることから、早期補修により施設の耐久性を図るなど、適切に対応していく必要がある。

## [水道施設の整備・下水道施設の整備]

- 災害発生時においても安定的な給水や適切な衛生環境を保持することができるよう、施設の耐震化・老朽化対策を実施する必要がある。

### **[空き家対策の推進]**

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、空き家抑制、除却・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

### **[造成宅地災害対策]**

- 大規模盛土造成地の変動予測調査により安全性の把握を行い、地震被害等を軽減するための対応策の必要性を検討するとともに、調査から得た情報を住民に提供して不安や誤解が生じないよう周知を図る必要がある。

### **[市街地の整備]**

- 市街地再開発や優良建築物等整備に伴う建築物の不燃化や耐震化により、火災延焼及び建物倒壊に対処した安全な都市基盤を形成する必要がある。
- 土地区画整理事業において、狭隘道路が残り車両通過の支障となっているところがあるため、移転交渉や道路整備を進め、早期に事業完了を図る必要がある。

### **[都市公園の整備・活用]**

- 都市公園の整備について、災害が発生した場合の一時避難場所や避難路、延焼防止帯また消防活動や救護活動の拠点として、引き続き適正配置と災害フェーズに応じた利用の検討を進める必要がある。
- 都市公園を緊急避難場所として活用しやすいよう、公園施設のユニバーサルデザイン化を進める必要がある。

### **[交通ネットワークの強化]**

- 事業中の都市計画道路の整備率は令和元年度末で 35.8%であり、事業中の路線について早期の開通に努め、円滑かつ迅速な救急活動を支援するための道路交通ネットワークの強化を図る必要がある。
- 高齢者や障害者等が災害発生時に安全かつ円滑に避難できるよう、道路のバリアフリー化を進めるに当たり、事業主体が連携し、共通認識を持つことが必要である。
- 道路整備は事業が長期化する場合があるため、災害時の避難を想定した観点から優先すべき箇所を整備を推進する必要がある。
- 交通結節機能を強化し、人員や物資の輸送を効果的に行うことができるよう、駅の設置に取り組む必要がある。

### **[危険箇所の早期発見]**

- 地震による倒壊等の被害のおそれのある建築物を事前に確認して危険度の判定を行い、危険箇所に対する早期の対策を実施する必要がある。

### **【避難誘導體制の整備】**

- 指定緊急避難場所及び指定避難所について施設確保のニーズがあり、指定状況の見直しを図りながら避難箇所を追加する必要がある。また、ハザードマップの作成・配布等を通じた避難所の周知や避難に対する理解の促進に取り組んでいるが、引き続き、様々な媒体を活用し、機会をとらえて取組を進めていく必要がある。さらに、自力での避難が困難な方への迅速な避難支援が必要である。
- 現在、19か所の福祉避難所を指定しているが、大規模災害により多数の要援護者を収容することができるよう、福祉避難所の増設や福祉避難所への輸送体制の検討を進める必要がある。
- 福祉避難所においては要配慮者のニーズにきめ細かく対応するため、専門的知識等を有する人材や資機材を確保する必要がある。
- 避難行動要支援者は、令和2年3月時点において20,307人であるが、このうち、地域へ個人情報を提供することに同意された方及び自力での避難が難しいために避難の支援を希望する方は7,472人、同意率は36.8%であり、同意率を上げるための取組を促進する必要がある。

### **【福祉施設等への支援・指導】**

- 福祉施設が被災した場合でも被害を最小限にとどめることができるよう、建物の耐久性の向上を促進する必要がある。

### **【地域防災力の向上】**

- 自主防災組織の組織率は令和元年度末において80.2%であり、組織率の更なる向上に向けた支援の必要がある。また、既存組織の活動の活性化や、活動の中心を担う人材確保の必要がある。
- 少子高齢化や人口減少が懸念される中、地域防災の中核的な役割を担う消防団の人員確保に努める必要がある。また、消防団の機動力強化のため、消防団の装備の充実を図る必要がある。

### **【消防力の強化】**

- 効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保のため、訓練、研修の実施及び車両、資機材の充実強化に努める必要がある。
- 消防広域応援体制の実効性を高めるため、県内応援や緊急消防援助隊の受入訓練を継続して実施する必要がある。また、自衛隊、警察等の災害救助実働部隊との連携強化を図る必要がある。

### **【防災に関する啓発】**

- 災害発生時に警察・自衛隊・ライフライン事業者・ボランティア団体等と連携して迅速に対応することができるよう、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 児童・生徒が災害に関する知識を習得し、さらに、身に付けた知識や判断力を迅速な避難行動につなげることができるよう、適切な防災教育の実施が必要である。

- 火災の早期発見や避難を可能とするため住宅用火災警報器の設置を促進しているが、令和2年度時点における設置率は80.2%となっており、更なる普及促進が必要である。
- 地震発生後の電気事故（火災や感電）を防止するため、災害時に電気を遮断する機器の設置を促進する必要がある。
- 大規模地震による直接被害を防ぐため、様々な媒体を活用して家具類の固定に関する啓発を行う必要がある。
- 収容人数が一定以上となる防火対象物には避難訓練や消火訓練などが義務付けられているが、実施していない防火対象物もあり、査察等により訓練の実施を指導し、意識啓発を図る必要がある。

## 1-2 台風や豪雨等により、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生

### 【雨水・浸水対策】

- 局地的豪雨や宅地開発による都市化の進展に伴い、浸水被害が発生していることから、治水の安全度を確保するため、用排水路の適切な維持管理や水門等水利施設の長寿命化対策、また、調整池や雨水幹線・雨水ポンプ等の整備が必要である。
- 農業用水と兼用になっている道路側溝が多く、集中豪雨時等に水路から雨水が溢れてしまうことから、流下能力確保に向けた水路の改築や新設工事を実施する必要がある。

### 【下水道施設の整備】

- 下水道施設が浸水し、機能が停止する事態を回避するため、処理場・ポンプ場の耐水化対策を実施する必要がある。

### 【危険箇所の早期発見】

- 河川や排水路、農業用水路などの氾濫を防ぐため、河川内の立木や橋脚の状況、及び護岸の損傷等を点検し、河川管理者と連携した対策を実施する必要がある。

### 【市街地の整備】

- 住宅地等の整備において、浸水被害の軽減を図るための排水路や調整池を整備する必要がある。

### 【都市機能の誘導・集約】

- 安心・安全な居住環境の形成を図るため、立地適正化計画における誘導区域内へ住宅や都市機能を誘導、集約していく必要がある。

### 【交通ネットワークの強化】

- 高齢者や障害者等が災害発生時に安全かつ円滑に避難できるよう、道路のバリアフリー化を進めるに当たり、事業主体が連携し、共通認識を持つことが必要である。

○道路整備は事業が長期化する場合があるため、災害時の避難を想定した観点から優先すべき箇所の整備を推進する必要がある。

#### **[避難誘導體制の整備]**

○指定緊急避難場所及び指定避難所について施設確保のニーズがあり、指定状況の見直しを図りながら避難箇所を追加する必要がある。また、ハザードマップの作成・配布等を通じた避難所の周知や避難に対する理解の促進に取り組んでいるが、引き続き、様々な媒体を活用し、機会をとらえて取組を進めていく必要がある。さらに、自力での避難が困難な方への迅速な避難支援が必要である。

○現在、19か所の福祉避難所を指定しているが、大規模災害により多数の要援護者を収容することができるよう、福祉避難所の増設や福祉避難所への輸送体制の検討を進める必要がある。

○福祉避難所においては要配慮者のニーズにきめ細かく対応するため、専門的知識等を有する人材や資機材を確保する必要がある。

○避難行動要支援者は、令和2年3月時点において20,307人であるが、このうち、地域へ個人情報を提供することに同意された方及び自力での避難が難しいために避難の支援を希望する方は7,472人、同意率は36.8%であり、同意率を上げるための取組を促進する必要がある。

○避難勧告等の発令に関する判断基準を定めているが、さらに実効性のある基準に更新していくことにより、迅速に住民が避難できる体制を充実する必要がある。

#### **[福祉施設等への支援・指導]**

○本市の福祉施設や医療機関等の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率は、令和2年8月時点において83.5%となっており、施設利用者が災害時に円滑に避難できるよう、実効性のある計画の整備及び避難訓練の実施を促進する必要がある。

#### **[地域防災力の向上]**

○自主防災組織の組織率は令和元年度末において80.2%であり、組織率の更なる向上に向けた支援の必要がある。また、既存組織の活動の活性化や、活動の中心を担う人材確保の必要がある。

○少子高齢化や人口減少が懸念される中、地域防災の中核的な役割を担う消防団の人員確保に努める必要がある。また、消防団の機動力強化のため、消防団の装備の充実を図る必要がある。

#### **[消防力の強化]**

○効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保のため、訓練、研修の実施及び車両、資機材の充実強化に努める必要がある。

○消防広域応援体制の実効性を高めるため、県内応援や緊急消防援助隊の受入訓練を継続して実施する必要がある。また、自衛隊、警察等の災害救助実働部隊との連携強化を図る必要がある。

### **【防災に関する啓発】**

- 災害発生時に警察・自衛隊・ライフライン事業者・ボランティア団体等と連携して迅速に対応することができるよう、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 児童・生徒が災害に関する知識を習得し、さらに、身に付けた知識や判断力を迅速な避難行動につなげることができるよう、適切な防災教育の実施が必要である。

## **1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生**

### **【造成宅地災害対策】**

- 大規模盛土造成地の変動予測調査により安全性の把握を行い、土砂災害等を軽減するための対応策の必要性を検討するとともに、調査から得た情報を住民に提供して不安や誤解が生じないよう周知を図る必要がある。

### **【森林の整備】**

- 間伐等の適切な手入れや伐採後の再生林等の森林整備を進めるとともに、関係機関と連携した山地災害対策を実施し、災害発生リスクの低減を図る必要がある。

### **【危険箇所の早期発見】**

- 土砂災害による被害を防ぐため、斜面崩壊等のおそれがある場所を点検し、危険箇所に対する早期の対策を実施する必要がある。

### **【建築物等の耐震化・老朽化対策】**

- 大規模災害時においても道路が十分な機能を発揮できるよう適切な維持管理を行うとともに、老朽化に伴う改築工事や舗装の損傷による打ち換え工事を随時実施する必要がある。

### **【交通ネットワークの強化】**

- 高齢者や障害者等が災害発生時に安全かつ円滑に避難できるよう、道路のバリアフリー化を進めるに当たり、事業主体が連携し、共通認識を持つことが必要である。

### **【都市機能の誘導・集約】**

- 安心・安全な居住環境の形成を図るため、立地適正化計画における誘導区域内へ住宅や都市機能を誘導、集約していく必要がある。

### **【避難誘導體制の整備】**

- 指定緊急避難場所及び指定避難所について施設確保のニーズがあり、指定状況の見直しを図りながら避難箇所を追加する必要がある。また、ハザードマップの作成・配布等を通じた避難所の周知や避難に対する理解の促進に取り組んでいるが、引き続き、様々な媒体を活用し、機会をとらえて取組を進めていく必要がある。さらに、自力での避難が困難な方への迅速な避難支援が必要である。

- 現在、19 か所の福祉避難所を指定しているが、大規模災害により多数の要援護者を収容することができるよう、福祉避難所の増設や福祉避難所への輸送体制の検討を進める必要がある。
- 福祉避難所においては要配慮者のニーズにきめ細かく対応するため、専門的知識等を有する人材や資機材を確保する必要がある。
- 避難行動要支援者は、令和2年3月時点において20,307人であるが、このうち、地域へ個人情報を提供することに同意された方及び自力での避難が難しいために避難の支援を希望する方は7,472人、同意率は36.8%であり、同意率を上げるための取組を促進する必要がある。
- 避難勧告等の発令に関する判断基準を定めているが、さらに実効性のある基準に更新していくことにより、迅速に住民が避難できる体制を充実する必要がある。

#### **[福祉施設等への支援・指導]**

- 本市の福祉施設や医療機関等の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率は、令和2年8月時点において83.5%となっており、施設利用者が災害時に円滑に避難できるよう、実効性のある計画の整備及び避難訓練の実施を促進する必要がある。

#### **[地域防災力の向上]**

- 自主防災組織の組織率は令和元年度末において80.2%であり、組織率の更なる向上に向けた支援の必要がある。また、既存組織の活動の活性化や、活動の中心を担う人材確保の必要がある。
- 少子高齢化や人口減少が懸念される中、地域防災の中核的な役割を担う消防団の人員確保に努める必要がある。また、消防団の機動力強化のため、消防団の装備の充実を図る必要がある。

#### **[消防力の強化]**

- 効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保のため、訓練、研修の実施及び車両、資機材の充実強化に努める必要がある。
- 消防広域応援体制の実効性を高めるため、県内応援や緊急消防援助隊の受入訓練を継続して実施する必要がある。また、自衛隊、警察等の災害救助実働部隊との連携強化を図る必要がある。

#### **[防災に関する啓発]**

- 災害発生時に警察・自衛隊・ライフライン事業者・ボランティア団体等と連携して迅速に対応することができるよう、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 児童・生徒が災害に関する知識を習得し、さらに、身に付けた知識や判断力を迅速な避難行動につなげることができるよう、適切な防災教育の実施が必要である。

#### 1-4 大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

##### **[除雪体制の整備]**

- 幹線道路等において交通障害を起こすことのないよう、迅速かつ確実な道路除雪を実施するため、関係団体と連携した除雪体制を整備する必要がある。
- 自力で除雪できない方が外出できずに生命の危機に瀕する事態などを防ぐため、重機を使用できない状況にも対応できる機動性の高い除雪体制を整備する必要がある。

##### **[建築物等の耐震化・老朽化対策]**

- 大規模災害時においても道路が十分な機能を発揮できるよう適切な維持管理を行うとともに、老朽化に伴う改築工事や舗装の損傷による打ち換え工事を随時実施する必要がある。

##### **[避難誘導體制の整備]**

- 指定緊急避難場所及び指定避難所について施設確保のニーズがあり、指定状況の見直しを図りながら避難箇所を追加する必要がある。
- 避難行動要支援者は、令和2年3月時点において20,307人であるが、このうち、地域へ個人情報を提供することに同意された方及び自力での避難が難しいために避難の支援を希望する方は7,472人、同意率は36.8%であり、同意率を上げるための取組を促進する必要がある。
- ハザードマップの作成・配布等を通じた避難所の周知や避難に対する理解の促進に取り組んでいるが、引き続き、様々な媒体を活用し、機会をとらえて取組を進めていく必要がある。
- 避難勧告等の発令に関する判断基準を定めているが、さらに実効性のある基準に更新していくことにより、迅速に住民が避難できる体制を充実する必要がある。

##### **[地域防災力の向上]**

- 自主防災組織の組織率は令和元年度末において80.2%であり、組織率の更なる向上に向けた支援の必要がある。また、既存組織の活動の活性化や、活動の中心を担う人材確保の必要がある。
- 少子高齢化や人口減少が懸念される中、地域防災の中核的な役割を担う消防団の人員確保に努める必要がある。また、消防団の機動力強化のため、消防団の装備の充実を図る必要がある。

##### **[消防力の強化]**

- 効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保のため、訓練、研修の実施及び車両、資機材の充実強化に努める必要がある。
- 消防広域応援体制の実効性を高めるため、県内応援や緊急消防援助隊の受入訓練を継続して実施する必要がある。また、自衛隊、警察等の災害救助実働部隊との連携強化を図る必要がある。

## 1-5 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### 【情報伝達体制の充実】

- 関係機関からの情報収集及び組織内の連絡を確実に行うことができるよう、非常時における途絶や輻輳が想定される一般回線とは異なる手段を通じた通信ルートの確保が必要である。
- 災害関連情報を市民等に対して迅速かつ的確に広報できるよう、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。

### 【避難誘導體制の整備】

- 指定緊急避難場所及び指定避難所について施設確保のニーズがあり、指定状況の見直しを図りながら避難箇所を追加する必要がある。また、指定避難所の周知や自力での避難が困難な方への迅速な避難支援が必要である。
- 避難行動要支援者は、令和2年3月時点において20,307人であるが、このうち、地域へ個人情報を提供することに同意された方及び自力での避難が難しいために避難の支援を希望する方は7,472人、同意率は36.8%であり、同意率を上げるための取組を促進する必要がある。
- ハザードマップの作成・配布等を通じた避難所の周知や避難に対する理解の促進に取り組んでいるが、引き続き、様々な媒体を活用し、機会をとらえて取組を進めていく必要がある。
- 避難勧告等の発令に関する判断基準を定めているが、さらに実効性のある基準に更新していくことにより、迅速に住民が避難できる体制を充実する必要がある。

### 【福祉施設等への支援・指導】

- 要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。

### 【地域防災力の向上】

- 自主防災組織の組織率は令和元年度末において80.2%であり、組織率の更なる向上に向けた支援の必要がある。また、既存組織の活動の活性化や、活動の中心を担う人材確保の必要がある。
- 少子高齢化や人口減少が懸念される中、地域防災の中核的な役割を担う消防団の人員確保に努める必要がある。また、消防団の機動力強化のため、消防団の装備の充実を図る必要がある。

### 【消防力の強化】

- 効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保のため、訓練、研修の実施及び車両、資機材の充実強化に努める必要がある。
- 消防広域応援体制の実効性を高めるため、県内応援や緊急消防援助隊の受入訓練を継続して実施する必要がある。また、自衛隊、警察等の災害救助実働部隊との連携強化を図る必要がある。

### **【防災に関する啓発】**

- 災害発生時に警察・自衛隊・ライフライン事業者・ボランティア団体等と連携して迅速に対応することができるよう、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 児童・生徒が災害に関する知識を習得し、さらに、身に付けた知識や判断力を迅速な避難行動につなげることができるよう、適切な防災教育の実施が必要である。

## **2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）**

### **2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

#### **【食料・飲料水等の備蓄・確保】**

- 被災市民に提供するための食料・飲料水等の事前備蓄を行っているが、令和2年度時点では、3日間の確保を前提とした目標量に対する充足率が80.0%となっており、目標量の充足に向けた計画的な補充や効率的な物資管理が必要である。
- 企業等との協定の締結により、物資を調達できる体制の整備を図る必要がある。
- 飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要がある。

#### **【水道施設の整備】**

- 令和元年度時点における基幹管路の耐震適合率は46.6%であるが、老朽化や地震によって管路が破損し、断水することのないよう、計画的に耐震管を用いた布設替え工事を進める必要がある。
- 令和元年度時点における浄水施設の耐震化率は14.2%、配水池の耐震化率は54.0%となっており、引き続き耐震化を推進する必要がある。また、今後耐用年数を経過した施設が増加していくことから、計画的に更新していく必要がある。

#### **【建築物等の耐震化・老朽化対策】**

- 食料等の供給拠点となる建築物の耐震化・老朽化対策を促進する必要がある。また、屋外広告物について、物資供給の際の通行に支障を来すことのないよう、違反広告物や危険な状態にある広告物を把握し、落下・倒壊防止に向けた是正指導が必要である。
- 鉄道による物資等の輸送を安全かつ確実に行うことができるよう、鉄道施設の防災対策を促進する必要がある。
- 落橋などにより物資等の輸送が滞ることのないよう、橋梁等の耐震化・長寿命化を図る必要がある。また、道路・橋梁を良好な状態に保持できるよう、点検・調査、維持補修を進める必要がある。

#### **【交通ネットワークの強化】**

- 物資の供給が円滑に行えるよう、災害に強い道路交通網の整備を進める必要がある。また、道路と鉄道との接続により、物資輸送を効果的に行うことができるよう、駅の設置に取り組

む必要がある。

- 高齢者や障害者等が災害発生時に安全かつ円滑に避難できるよう、道路のバリアフリー化を進めるに当たり、事業主体が連携し、共通認識を持つことが必要である。

#### **[要配慮者への医療的支援]**

- 在宅で人工呼吸器をしている難病患者については、大規模停電が発生した場合に備え、バッテリー容量、災害時の連絡体制や行動について個別プランを作成しているが、病気の進行具合や自宅での療養状況に応じ、プランを見直していく必要がある。

## **2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生**

### **[地域防災力の向上]**

- 自主防災組織の組織率は令和元年度末において 80.2%であり、組織率の更なる向上に向けた支援の必要がある。また、既存組織の活動の活性化や、活動の中心を担う人材確保の必要がある。
- 少子高齢化や人口減少が懸念される中、地域防災の中核的な役割を担う消防団の人員確保に努める必要がある。また、消防団の機動力強化のため、消防団の装備の充実を図る必要がある。

### **[情報伝達体制の充実]**

- 災害関連情報を市民等に対して迅速かつ的確に広報できるよう、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。
- 停電時においても防災行政無線が使用できるよう、非常用電源設備を整備する必要がある。また、孤立のおそれのある集落において、自主防災組織や消防団との情報連絡体制を整備する必要がある。

### **[防災に関する啓発]**

- 災害発生時に警察・自衛隊・ライフライン事業者・ボランティア団体等と連携して迅速に対応することができるよう、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 児童・生徒が災害に関する知識を習得し、さらに、身に付けた知識や判断力を迅速な避難行動につなげることができるよう、適切な防災教育の実施が必要である。

### **[避難誘導體制の整備]**

- 避難行動要支援者は、令和 2 年 3 月時点において 20,307 人であるが、このうち、地域へ個人情報を提供することに同意された方及び自力での避難が難しいために避難の支援を希望する方は 7,472 人、同意率は 36.8%であり、同意率を上げるための取組を促進する必要がある。

### **[建築物等の耐震化・老朽化対策]**

- 落橋等により交通が途絶することのないよう、橋梁等の耐震化・長寿命化を図る必要がある。

また、道路・橋梁を良好な状態に保持できるよう、点検・調査、維持補修を進める必要がある。

- アクセス道路の被災による孤立集落の発生を防止するため、浸水対策や改良・改築工事を随時実施する必要がある。

#### **【危険箇所の早期発見】**

- 土砂の流出等により道路が寸断することのないよう、斜面崩壊等のおそれがある場所を点検し、危険箇所に対する早期の対策を実施する必要がある。

### **2-3 消防等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足**

#### **【消防力の強化】**

- 効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保のため、訓練、研修の実施及び車両、資機材の充実強化に努める必要がある。
- 消防広域応援体制の実効性を高めるため、県内応援や緊急消防援助隊の受入訓練を継続して実施する必要がある。また、自衛隊、警察等の災害救助実働部隊との連携強化を図る必要がある。

#### **【地域防災力の向上】**

- 少子高齢化や人口減少が懸念される中、地域防災の中核的な役割を担う消防団の人員確保に努める必要がある。また、消防団の機動力強化のため、消防団の装備の充実を図る必要がある。

#### **【エネルギーの確保】**

- 救助・救急活動に支障を来すことのないよう、企業や関係団体との協定の締結により、燃料の確保に努める必要がある。

#### **【建築物等の耐震化・老朽化対策】**

- 大規模災害時においても道路が十分な機能を発揮できるよう適切な維持管理を行うとともに、老朽化に伴う改築工事や舗装の損傷による打ち換え工事を随時実施する必要がある。

#### **【交通ネットワークの強化】**

- 事業中の都市計画道路の整備率は令和元年度末で 35.8%であり、事業中の路線について早期の開通に努め、円滑かつ迅速な救急活動を支援するための道路交通ネットワークの強化を図る必要がある。

## 2-4 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

### 【福祉施設等への支援・指導】

- 福祉施設が被災した場合でも被害を最小限にとどめることができるよう、建物の耐久性の向上を促進する必要がある。
- 本市の福祉施設や医療機関等の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率は、令和2年8月時点において83.5%となっており、施設利用者が災害時に円滑に避難できるよう、実効性のある計画の整備及び避難訓練の実施を促進する必要がある。

### 【医療関係団体との連携】

- 災害発生直後に医療救護活動を円滑に実施できるよう、災害医療対策会議活動訓練を実施しているが、引き続き医療機関と連携した訓練の実施や必要に応じて災害医療対策連携マニュアルの見直しを行う必要がある。
- 在宅で人工呼吸器をしている難病患者については、大規模停電が発生した場合に備え、バッテリー容量、災害時の連絡体制や行動について個別プランを作成しているが、病気の進行具合や自宅での療養状況に応じ、プランを見直していく必要がある。

### 【建築物等の耐震化・老朽化対策】

- 大規模災害時においても道路が十分な機能を発揮できるよう適切な維持管理を行うとともに、老朽化に伴う改築工事や舗装の損傷による打ち換え工事を随時実施する必要がある。

### 【交通ネットワークの強化】

- 事業中の都市計画道路の整備率は令和元年度末で35.8%であり、事業中の路線について早期の開通に努め、円滑かつ迅速な救急活動を支援するための道路交通ネットワークの強化を図る必要がある。

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足

### 【食料・飲料水等の備蓄・確保】

- 被災市民に提供するための食料・飲料水等の事前備蓄を行っているが、帰宅困難者も想定した計画的な補充や効率的な物資管理が必要である。
- 企業等との協定の締結により、物資を調達できる体制の充実を図る必要がある。
- 飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要がある。

### 【避難誘導體制の整備】

- 帰宅困難者に対し、一時避難場所等に関する情報を迅速に提供し、誘導できる体制を整備する必要がある。

#### **【都市公園の整備・活用】**

○帰宅困難者の一時収容、飲料水や災害用トイレの提供などのために都市公園を活用できるよう、既存公園の防災機能の強化や適切な場所における公園整備が必要である。

### **2-6 被災地における感染症等の大規模発生**

#### **【避難所環境の整備】**

- 避難所機能の充実を図るため、学校のトイレの洋式化を進めており、令和元年度末の小中学校の洋式化率は約55%となっているが、引き続き避難所となる体育館のトイレの洋式化を重点的に進めつつ、学校トイレの全体の洋式化率を向上させていく必要がある。
- 避難所で使用する衛生用品の備蓄を進めるとともに、企業等との協定の締結等により感染症予防対策を実施するための物資を確保する体制を整備する必要がある。
- 避難者が密集・密接しないよう、十分なスペースの確保や間仕切りの設置などが必要であり、それを可能とする避難所数の確保や避難所内の運営体制の整備に努める必要がある。

#### **【水道施設の整備・下水道施設の整備】**

○衛生的な生活環境を保持できるよう、災害に強い水道施設及び下水道施設の整備を進める必要がある。

#### **【感染症対策】**

○避難時の集団感染を抑制するため、予防接種を推進するとともに、感染症についての知識や予防対策についての情報を広く周知する必要がある。

### **3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する**

#### **3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下**

#### **【業務継続体制の整備】**

○非常時の優先業務及び災害時に発生する業務を把握し遂行するための計画を策定しているが、業務を確実に遂行できるよう、随時計画の見直しを行う必要がある。

#### **【受援体制の整備】**

○他団体と各種の災害時応援協定を締結しているが、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、人的・物的応援を効果的に受けるための更なる受援体制を整備する必要がある。

#### **【建築物等の耐震化・老朽化対策】**

○災害対応の拠点となる庁舎等の施設について、耐震補強を進めるとともに、適切な維持管理を行い、耐久性の向上を図る必要がある。また、災害応急対策活動や復旧復興活動における役割を果たすため、非常用発電機の維持管理及び燃料の確保を行っているが、非常時に瞬時に機能させることができる運用を行っていく必要がある。

**[交通ネットワークの強化]**

○職員による登庁や他団体等の応援の受入れを迅速に行うことができるよう、災害に強い道路環境を整備する必要がある。

**4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する**

**4-1 情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態**

**[情報伝達体制の充実]**

- 関係機関からの情報収集及び組織内の連絡を確実に行うことができるよう、非常時における途絶や輻輳が想定される一般回線とは異なる通信ルートの確保が必要である。
- 災害関連情報を市民等に対して迅速かつ的確に広報できるよう、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。

**[建築物等の耐震化・老朽化対策]**

- 庁舎等の施設について、情報収集・伝達の拠点としての機能を果たせるよう、耐震補強を進めるとともに、適切な維持管理を行い、耐久性の向上を図る必要がある。
- 情報通信機器や広報活動に必要な設備を非常時においても稼働させることができるよう、予備電源の確保や点検等の保守管理を行う必要がある。

**5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない**

**5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞**

**[企業の事業継続支援]**

○サプライチェーンの維持においては企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、商工会や商工会議所と連携し、企業の事業継続力の強化を図る必要がある。

**[事業者への金融支援]**

○被災した事業者が事業継続・復旧のために必要な資金を速やかに調達できるよう、災害規模に応じた融資制度の柔軟な対応や、新制度の創設等の金融支援を行う必要がある。

**[交通ネットワークの強化]**

○物資の供給が円滑に行えるよう、災害に強い道路交通網の整備を進める必要がある。

**[建築物等の耐震化・老朽化対策]**

- 物資の製造・物流機能を果たす建築物の耐震化・老朽化を促進する必要がある。また、屋外広告物について、通行に支障を来すことのないよう、落下・倒壊防止に向けた是正指導が必要である。
- 物資等の輸送ルートを確保するため、鉄道施設の防災対策を促進する必要がある。
- 落橋などにより物資等の輸送が滞ることのないよう、橋梁等の耐震化・長寿命化を図る必要

がある。また、道路・橋梁を良好な状態に保持できるよう、点検・調査、維持補修を進める必要がある。

#### **[水道施設の整備・下水道施設の整備]**

○企業による製造・物流などに支障を来すことのないよう、災害に強い水道施設及び下水道施設の整備を進める必要がある。

#### **[市街地の整備]**

○経済活動が停滞することのないよう、交通ネットワークを維持するため、産業団地造成事業や土地区画整理事業における区画道路の整備を進める必要がある。

#### **[雨水・浸水対策]**

○浸水被害により企業の製造・物流に支障を来すことのないよう、調整池等の整備や水路の改築・新設工事、用排水路の適切な維持管理の実施が必要である。

#### **[危険箇所の早期発見]**

○地震による建築物の倒壊や浸水、土砂の流出等により、企業等の建物が直接的な被害を受けたり、物資輸送の際の通行を妨げたりすることのないよう、危険と思われる箇所を点検し、早期の対策を実施する必要がある。

### **5-2 食料等の安定供給の停滞**

#### **[農業生産基盤の整備]**

○農業者の減少や高齢化の進行等により農地や水路の維持管理が困難になっている状況があることから、地域で共同して作業することで適切に地域資源を保全できるよう、地域の取組を支援する必要がある。

○老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を適切に実施する必要がある。

○農業生産の維持を図るため、被災した農地・農業用施設の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じる必要がある。

#### **[交通ネットワークの強化]**

○食料等の物資の供給が円滑に行えるよう、災害に強い道路交通網の整備を進める必要がある。

## **6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

### **6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止**

#### **[自立分散型エネルギーの導入促進]**

○防災拠点となる施設において必要なエネルギーを外部からの供給に頼るだけでなく、自立分

散型のエネルギーシステムを導入し、災害時にも必要なエネルギーを確保できる体制を整備する必要がある。

- 家庭や事業所において必要となるエネルギーを確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーションシステムなどの自立分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

#### **【交通ネットワークの強化】**

- エネルギー供給施設が被災した場合の早期復旧や石油・ガス等の輸送を迅速に行うことができるよう、災害に強い道路交通網の整備を進める必要がある。また、道路と鉄道との接続により、物資等の輸送を効果的に行うことができるよう、駅の設置に取り組む必要がある。

#### **【雨水・浸水対策】**

- エネルギー供給施設が被災した場合の早期復旧や石油・ガス等の輸送を迅速に行うことができるよう、浸水被害の発生を防止する必要がある。

#### **【建築物等の耐震化・老朽化対策】**

- 落橋などにより物資等の輸送が滞ることのないよう、橋梁等の耐震化・長寿命化を図る必要がある。また、道路・橋梁を良好な状態に保持できるよう、点検・調査、維持補修を進める必要がある。

#### **【危険箇所の早期発見】**

- 地震による建物の倒壊や浸水、土砂の流出等によりエネルギー供給機能を担う施設が被害を受けることのないよう、危険と思われる箇所を点検し、早期の対策を実施する必要がある。

### **6-2 上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常濁水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）**

#### **【水道施設の整備】**

- 令和元年度末時点における基幹管路の耐震適合率は46.6%であるが、老朽化や地震によって管路が破損し、断水することのないよう、計画的に耐震管を用いた布設替え工事を進める必要がある。
- 令和元年度末時点における浄水施設の耐震化率は14.2%、配水池の耐震化率は54.0%となっており、引き続き耐震化を推進する必要がある。また、今後耐用年数を経過した施設が増加していくことから、計画的に更新していく必要がある。

### **6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**

#### **【下水道施設の整備】**

- 令和元年度末時点における重要幹線の耐震化率は12.4%となっているが、処理場・ポンプ場の機能停止、管路施設の破損等を防止するため、耐震化対策を推進する必要がある。

○下水道施設が浸水し、機能が停止する事態を回避するため、処理場・ポンプ場の耐水化対策を実施する必要がある。

#### **[合併浄化槽整備の促進]**

○良好な生活環境を保全するため単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進しているが、災害時の耐久性や復旧の迅速性という面からも、合併浄化槽への転換をより一層促進する必要がある。

### **6-4 地域交通ネットワークの機能停止**

#### **[建築物等の耐震化・老朽化対策]**

- 大規模災害時においても道路が十分な機能を発揮できるよう適切な維持管理を行うとともに、老朽化に伴う改築工事や舗装の損傷による打ち換え工事を随時実施する必要がある。
- 落橋などにより生活上必要な移動が滞ることのないよう、橋梁等の耐震化・長寿命化を図る必要がある。また、良好な状態に保持できるよう点検・調査、維持補修を進める必要がある。
- 鉄道交通の安全性を確保するため、線路や駅舎の耐震化を促進する必要がある。

## **7 制御不能な二次災害を発生させない**

### **7-1 ダムや防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生**

#### **[建築物等の耐震化・老朽化対策]**

○定期点検により把握した農業用ため池の状態から整備計画を策定し、点検・修繕工事を実施しているが、今後、更新工事が必要なため池の増加が見込まれることから、早期補修により施設の耐久性を図るなど、適切に対応していく必要がある。

#### **[危険箇所の早期発見]**

○地震や豪雨による決壊のおそれのある箇所を事前に確認して危険度の判定を行い、危険箇所に対する早期の対策を実施する必要がある。

### **7-2 有害物質の大規模拡散・流出**

#### **[消防力の強化]**

- 有害物質等の適正な保管・管理を確認するため、危険物施設への立入検査を実施し、法令指導を行っており、引き続き適切な検査、指導に努める必要がある。
- 化学物質による特殊災害に備えた資機材の整備を進める必要がある。

#### **[有害物質の拡散・流出防止対策]**

○災害発生時に工場や事業所等の施設や設備の破損により、有害物質が河川等へ流出したり、大気中へ拡散したりするなどの事故が発生するおそれがあることから、事故を未然に防止するため、これらの施設等の日常的な維持管理を適正に行うよう法令に基づき指導するとともに、事故発生時における関係機関との連絡体制の徹底を図る必要がある。

### 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### [森林の整備]

○間伐等の適切な手入れや伐採後の再造林等の森林整備を進めるとともに、関係機関と連携した山地災害対策を実施し、災害発生リスクの低減を図る必要がある。また、森林施業を実施する上で必要となる環境整備（林道・作業道等）を進めるとともに、森林経営の中心となる、意欲と能力のある林業経営体の育成に努める必要がある。

#### [農地等の保全管理]

- 農業者の減少や高齢化の進行等により農地や水路の維持管理が困難になっている状況があることから、地域で共同して作業することで適切に地域資源を保全できるよう、地域の取組を支援する必要がある。
- 老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を適切に行う必要がある。
- 農地パトロールを通じた耕作放棄地の確認・把握や農地情報バンクによる農地の出し手と受け手のマッチングなどに取り組んでいるが、引き続き荒廃農地の発生防止と解消を図る必要がある。
- 農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を実施し、荒廃農地の発生防止と食糧の安定供給を図る必要がある。

### 7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

#### [風評被害等の防止に向けた正確な情報発信]

○災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### [災害廃棄物の適切な処理]

○災害廃棄物処理計画の策定や他団体との支援協定の締結などにより、大量に発生する災害廃棄物を速やかに処理するための体制を整備する必要がある。また、多種多様な廃棄物を安全に処理できるよう、ごみ処理施設の適切な維持管理を実施する必要がある。

#### [建築物等の耐震化・老朽化対策]

○大規模災害時においても道路が十分な機能を発揮できるよう適切な維持管理を行うとともに、老朽化に伴う改築工事や舗装の損傷による打ち換え工事を随時実施する必要がある。

#### [交通ネットワークの強化]

○災害廃棄物の処理に支障を来すことのないよう、道路交通ネットワークの強化を図る必要がある。

**8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【人材の確保】**

- 災害発生時に専門的な資格を持った技術者等の力を借りて速やかに復旧・復興活動を進めることができるよう、民間事業者や関係機関と協定を締結することが必要である。
- 災害発生後にボランティアが円滑に活動することができるよう、高崎市社会福祉協議会など関係機関との連携が必要である。

**8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【地域防災力の向上】**

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、地域防災活動の充実が不可欠であるが、自主防災組織の組織率は令和元年度末において80.2%であり、組織率の更なる向上に向けた支援の必要がある。また、既存組織の活動の活性化や、活動の中心を担う人材確保の必要がある。

**【防犯体制の強化】**

- 災害時には空き巣など治安の悪化の可能性があるため、地域住民が自主的にパトロール活動に取り組むことを支援するなど、地域の治安維持を図る必要がある。
- 令和元年度までに市内全域に防犯カメラを1,186台設置しているが、継続的に増設し、犯罪の防止、公共の安全の維持を図る必要がある。

**【地籍調査の推進】**

- 大規模災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するため、被災前の段階において、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にする必要がある。

**【応急仮設住宅の早期提供・運営】**

- 災害発生後、避難者の健全な住生活の早期確保のため、仮設住宅等を迅速に提供できる体制を整備する必要がある。

## 高崎市国土強靱化地域計画

高崎市 総務部 企画調整課・防災安全課

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1

TEL : 027-321-1111 (代表)

E-mail : [kikaku@city.takasaki.gunma.jp](mailto:kikaku@city.takasaki.gunma.jp)